

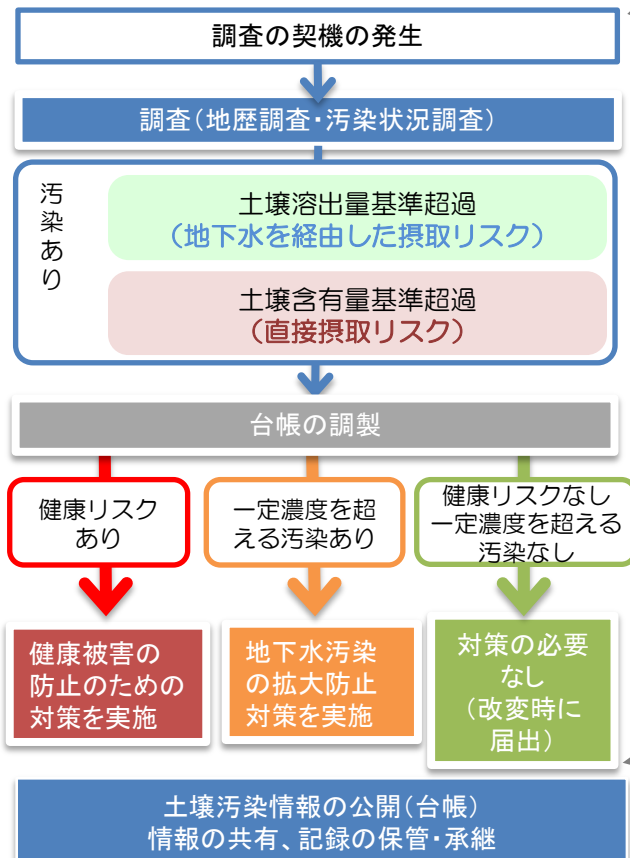
環境確保条例（土壌汚染対策制度）及び施行規則 改正のポイント

1 条例の目的・規制対象

- ・土壌汚染対策法と同様の「健康リスク」を定義 ⇒ 飲用井戸情報収集等の規定追加
- ・条例独自の「地下水環境保全」の考え方も保持
- ・汚染の原因が専ら自然的条件によるものである土壌を、限定的に規制対象とする

2 土壌汚染情報の公開

- ・土壌汚染に係る調査・措置等の情報を記載した台帳を調製し、公開する規定を整備 ⇒ 法と同様の「汚染ありと評価された土地」の台帳を調製し、閲覧に供する



3 調査実施の契機

＜工場等における調査＞（第116条関係）

- ・調査時期を“工場等廃止後120日以内”に変更（法と整合）
- ・調査猶予の規定を明文化（猶予要件は条例独自）

“猶予の要件” { 管理・利用状況：引き続き居住・事業実施 かつ 調査実施困難：居住等の建築物による支障 }

- ・操業中の自主的な調査の報告を受理可能に

＜土地改変時の調査＞（第117条関係）

- ・適用除外行為として、①通常的管理行為又は軽易な行為、②300㎡未満の改変（汚染地を除く）、③災害時の応急措置 を明文化
- ・改正後の法4条の対象となる行為を全て条例対象に

4 対策の要件等

- ・健康リスクがあるとき（法と整合）
- ・周辺地下水汚染拡大のおそれがあるとき（＝一定濃度を超える汚染）（条例独自）

“一定濃度を超える汚染” { 土壌：第二溶出量基準超過
地下水：第二地下水基準（新設）超過 }
※埋立地の一部は適用除外

5 汚染地のリスク管理

- ・土壌汚染情報に係る台帳の調製・公開
- ・汚染が残置された土地（汚染地）の改変時の届出義務（汚染が自然由来・埋立材由来の場合は搬出時のみ）

6 法との重複の整理

- ・土壌の調査方法は、法の方法と整合（地下水調査は条例独自に規定）
- ・汚染地の改変時の届出は、法の届出により条例の届出に代えることができる

7 その他

- ・土地譲受者の調査・措置義務を明確化（その他土地所有者等の調査・措置は任意で実施可）
- ・調査・対策義務違反時の公表規定を新設（勧告違反者の公表・未調査地の公表）
- ・土地所有者等の調査や対策への協力義務を明文化

東京都土壌汚染対策指針 改正のポイント

1 調査

- ・試料採取地点等、土壌調査の方法を一部変更（法と整合）
- ・地下水調査の方法や敷地境界の地下水調査など条例独自の規定を追加
- ・詳細調査は、必要に応じて実施するものとして位置づけ変更
- ・調査省略の規定を追加（法と整合）

2 対策

- ・対策要件に応じ、3つの区域を設定（要対策区域・地下水汚染拡大防止区域・要管理区域）
- ・最適な土壌汚染対策（GR・SR等）の促進に係る内容を追加
- ・措置の方法や環境保全対策を一部追加
- ・施行の基準、自然由来の基準超過土壌の搬出方法等を新設
- ・措置の完了の要件を整理（2年間モニタリングや対象地境界でのモニタリング）